

事務連絡
令和3年4月23日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」における 規模別協力金の実施に当たっての留意事項等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）の協力要請推進枠について、対象者の売上高又は売上高減少額に応じた協力金（以下「規模別協力金」という。）を支払う方式を導入したこと等に伴い、その運用について、下記のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

なお、規模別協力金を支払う方式を導入したこと等に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付通知）についても改正を予定しているところ、本制度要綱の改正については、近日中に別途通知いたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1 規模別協力金の実施要領について

規模別協力金について、各都道府県等における標準的な事業実施手法について説明した「規模別協力金の実施要領」を別紙1、「規模別協力金Q&A」を別紙2のとおり定めましたので、各都道府県等におかれましては、これに準拠して事業を実施していただくようお願いいたします。

また、今般の緊急事態宣言期間において、緊急事態措置区域については、緊急事態宣言解除まで売上高方式の支給単価の下限の3万円を4万円とします。

2 規模別協力金に係る事務費について

規模別協力金を支払う場合に、事務費として定額（規模別協力金支給額（国負担分と地方負担分の合計額。ただし、都道府県において独自に上乗せして支給する部分の金額を除く。）×2%）を配分し、支給額の実績に応じて精算することとします。また、この事務費は、緊急事態措置区域又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域における規模別協力金だけでなく、その他の区域における規模別協力金についても配分します。

事務費については、各都道府県の工夫により、より効率的・効果的に事業を実施できるよう、協力金事業の実施に必要な事務費であれば用途を設けずに自由度高く活用できることとしますので、例えば、審査、振込み、コールセンター、適正な協力金支給を担保するための見回り業務等の外部委託等に、積極的にご活用ください。ただし、次の経費に充当することはできないのでご注意ください。

【事務費に係る対象外経費】

- ・任期の定めのない常勤職員の給料等
※地方単独事業に係る対象外経費に準じた取扱とします。（「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年4月1日付事務連絡）2（2）参照）
- ・協力金本体その他の事業者に対する助成金
- ・その他協力金の実施に係る事務と直接の関連性が認められないもの

3 ガイドラインの遵守等について

（1）ガイドラインを遵守していない飲食店等について

ガイドラインを遵守していない飲食店等については、協力金を支給しないこととします。

また、いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請していただいているところです。これらの店舗において要請に応じない店舗に対しても、協力金の支給をしないことの検討をお願いします。

（2）働きかけ活動等の推進

時短要請に係る働きかけ活動等の推進については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の緊急事態措置の終了に伴う経過措置等について」（令和3年3月22日付事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について」（令和3年4月1日付事務連絡）において、21時までの要請を行

い4万円の支援を行う都道府県及びまん延防止等重点措置区域が指定された都道府県については、感染の再拡大を防止するため、営業時間短縮要請等やガイドライン遵守を働きかける必要性が高いことから、特措法担当大臣との協議の際に、働きかけ活動等の実施計画を提出するとともに、働きかけの実施状況等を報告することとしています。

この度、緊急事態措置区域として緊急事態措置を講じる団体は、営業時間短縮の要請等に合わせた個別の施設に対しての働きかけを徹底する必要があることから、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化や個別の施設に対しての働きかけなど、特措法担当大臣との協議の際に、働きかけ活動等の実施計画を提出するとともに、働きかけの実施状況等の報告をお願いします。

また、その他の区域において21時までの営業時間短縮を要請し、規模別協力金の方式を採用する場合にも、感染の再拡大を防止するため、営業時間短縮要請等やガイドライン遵守を働きかける必要性が高い地域であると考えられるため、同様に、特措法担当大臣との協議の際に、働きかけ活動等の実施計画を提出するとともに、働きかけの実施状況等の報告をお願いします。

つきましては、その他の区域について、可能な限り個別店舗への網羅的な働きかけをお願いしますとともに、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域については、できる限り全ての個別店舗への働きかけをお願いします。

さらに、働きかけ活動に併せて、業種別ガイドラインを遵守するよう個別店舗に対して働きかけるようお願いしてきたところです。飲食の場における感染の伝搬を防止するために、とりわけ

- ・ アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底

等が重要です。引き続き、時短要請に係る働きかけ活動等を行うに当たって、ガイドラインの遵守を個別店舗に実地において働きかけるようお願いいたします。

<関係資料一覧>

別紙1 規模別協力金の実施要領

別紙2 規模別協力金Q&A

【照会先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画2担当 高橋・高橋・名取・廣瀬・山野・矢部

時短協力金担当 田畑・遠藤・佐藤・川池・鈴木

直通 03 (6257) 3086